

薬害HIV感染被害者の救済医療

NCGM エイズ治療・研究開発センター 救済医療室

エイズ治療・研究開発センター（ACC）には、薬害 HIV 感染被害者のための医療福祉を実践・推進する救済医療室があります。患者が充実かつ安定した日常生活を過ごせるよう、国内各地の医療機関の医療者とともに包括的な医療を提供しています。

薬害エイズ事件とACC救済医療室

1980年代、生まれながらに出血が止まりにくい症状を持つ血友病患者が、止血のために使用した非加熱濃縮血液製剤に HIV ウイルスが混入していたことにより、多くの血友病患者が HIV に感染しました。その後安全な加熱製剤が登場しましたが、非加熱製剤はすぐには回収されず使用され続け、感染被害はさらに拡大し、また感染告知の遅れから二次・三次感染の悲劇も生まれました。HIV に感染した被害者は言われなき差別を受け、大きな社会問題となりました。

1989年、非加熱製剤の危険性を認識しながらも、それを認可・販売した国と製薬企業5社に対し、被害者は加害責任を問う裁判を起こしました。6年半に及んだ裁判は、1996年3月29日、国と製薬企業が全面的に責任を認める歴史的な和解が成立しました。この和解に基づき1997年4月に設立されたACCには、薬害によってHIVに感染した患者に最先端の医療を恒久的に提供していく使命があります。

被害者は、原疾患である血友病だけでなく、重複感染しているC型肝炎や、重篤な免疫不全状態の後遺症、初期の抗HIV薬の長期内服による副作用、高齢化などが複雑に絡み合い、一般的な医療では治療がきわめて困難な病態にあります。このような被害者が高度かつ専門的な医療を受け、十分な福祉サービスが得られるようにサポートしていくために2011年7月に救済医療室がACC内に設置されました。



モニュメント「命の樹」

NCGM センター病院の血友病包括外来の前には、薬害 HIV の教訓を伝えるモニュメントが飾られています。東京 HIV 訴訟被害者 837 名の原告番号を葉に記した「命の樹」です。薬害 HIV 感染被害者を永久に守っていく責務とともに、「命の尊さ、それを守る医療」の願いを込めた象徴となっています。（モニュメントからイメージしたイラストを救済医療室ウェブサイトで使用しています）

チームによる救済医療

3つの重大な課題に対する診療チーム

1

血友病治療

リハビリテーション医や整形外科医と連携し、血友病関節症について包括的なケアを行っています。必要な運動・訓練、装具、凝固因子製剤の定期輸注療法、手術等について助言・提言を行っています。また、定期的に関節症検診会を開催し、毎年多くの薬害 HIV 感染被害者の方々にご参加いただいています。

2

肝炎治療

肝機能や肝癌の有無について詳しい検査や治療の提案を行っています。

3

心のケア

心理療法士と精神科医によるカウンセリングや治療を提供しています。

血友病包括外来

HIV 感染症のほか、原疾患である血友病・重複感染の C 型肝炎や心のケアなど専門医療を行っています。

臨床・疫学研究

血友病・HIV 感染症に関する様々な臨床・疫学研究を行い、より良い医療の開発に努めています。

ご遺族・ご家族の健康診断

薬害 HIV 感染被害者のご遺族・ご家族（両親・配偶者）の方を対象に、はばたき福祉事業団を通じて、健康支援事業に協力しています。

PMDA データを元にした個別支援・医療連携

被害者の方の同意に基づき、PMDA に報告している健康状態等に関するデータが ACC に届き、救済医療の個別支援・医療連携を全国的に行っています。

治療検診

全国の患者さんを対象として、HIV/HCV 重複感染、血友病、その他合併症に関する診療や治療の情報提供を行い、治療と生活の両立を目的にコーディネーターが患者さん一人一人と面談を重ねて、療養上の課題を一緒に解決していきます。心理士による心のケアや医療ソーシャルワーカーによる社会資源の調整など多職種と共にチーム医療を行っています。